

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名	総務省
対象税目	<p><u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税</p> <p><u>その他(自動車取得税、徴収関係)</u></p>		
要望項目名	地方議会議員年金制度に係る税制措置		
要望内容(概要)	<p>・税制措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>地方議会議員年金制度は、地方議会の任務の重要性に鑑み、地方公共団体の議会の議員及びその遺族の生活の安定に資するため、互助の精神に則り、退職した議員又はその遺族に対し年金又は一時金を支給する制度であり、その給付主体として地方議会議員共済会（都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会）が設置されている。（地方公務員等共済組合法第11章）</p> <p>地方議会議員年金の財政は、市町村合併や地方の行財政改革の影響により厳しい状況にあることから、地方議会議員年金制度を見直す予定である。</p> <p>・税制措置の内容</p> <p>地方議会議員年金制度の見直し内容については、総務省の地方議会議員年金制度検討会報告（平成21年12月）を踏まえ、制度を存続させるか廃止するかを含めて現在検討中である。制度見直し後も、地方議会議員年金制度に係る必要な税制措置を講じる。</p> <p>制度を存続させる場合には、効率化を図るため、市議会議員共済会と町村議会議員共済会を統合する予定である。これに伴い、各共済会の権利義務は、各共済会から統合後の新組織に承継されることになるが、統合後の新組織に対し不動産取得税及び自動車取得税が課されないよう措置する。</p> <p>制度を廃止する場合には、現受給者・現会員の年金受給に係る税制措置（個人住民税、徴収関係）及び地方議会議員共済会に係る税制措置（法人住民税、法人事業税、固定資産税）を引き続き講じる。</p>		
関係条文	<p>地方税法第25条の2、第32条、第48条、地方税法第72条の5、第73条の2、第113条、第313条、第331条、第348条、地方公務員等共済組合法第168条</p>		
減収見込額	<p>(初年度)           —           (精査中)   (平年度)           —           (精査中)   (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>地方議会議員年金が、地方公共団体の議会の議員及びその遺族の生活の安定に資するという意義を有し、公的な性格を有することに鑑み設けられているものであることから、制度見直し後も引き続き必要な税制措置を講じることにより、地方公共団体の議会の議員及びその遺族の生活の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地方議会議員年金制度に関する現行の税制措置については、制度見直し後も、現行と同内容の税制措置を引き続き設ける必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても、同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	地方議会議員年金制度に関する現行の税制措置については、課税によって、地方議会議員年金制度の趣旨が減殺されないようにするための措置であり、制度見直し後も、現行と同内容の税制措置を引き続き設けることが適当である。
	ページ	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	地方議会議員年金制度については制度創設当初（昭和36年）より、同様の税制措置が講じられている。